

## 基本的な考え方

### ① 被保険者の負担の公平化を目指す ～市町毎の医療費水準に応じた保険料から、将来的な県内統一保険料へ～

○ 各市町の医療費水準に応じた公平・適切な保険料率の設定

○ 保険者機能の発揮による医療費水準等の平準化（保健事業、医療費適性化、収納率向上対策の推進）

○ 将来的な保険料水準の統一（同一所得・同一保険料）

### ② 県と市町が、国保を運営するにあたって目指す方向性と取組を定めたもの

- ・ 本方針を踏まえ、市町は地域の実情に応じて取組可能なものから順次実施。県は安定的な財政運営及び市町の取組が推進されるよう支援

## 方針の位置づけ等

- 改正国保法第82条の2に基づき策定する「県内の統一的な国保の運営方針」

### 【計画期間】

平成 30 年度～32 年度までの3年間

## 県内国保の現状と課題

### 1 被保険者等の状況

- ・ 被保険者数・世帯数はともに減少する一方で、一人当たり医療費が高い前期高齢者の割合が増加（本県⑳33.8%→㉑41.5%、全国㉒31.3%→㉓38.9%）
- ⇒ 厳しい国保財政運営の一因

### 2 医療費の動向

- ・ 高齢化等に伴い、一人当たり医療費（㉑本県 367,089 円、全国 349,697 円、全国 22 位）は、毎年2～3%程度増加（※）
- ※㉑→㉒は高額薬剤の影響により5%弱増加
- ⇒ 保健事業・医療費適正化の推進が必要

### 3 保険料の算定

- ・ 保険料の算定方式（3方式：22 市町、4方式：19 市町）や医療費水準に差がある

#### <市町間における地域差>

（平成 27 年度）

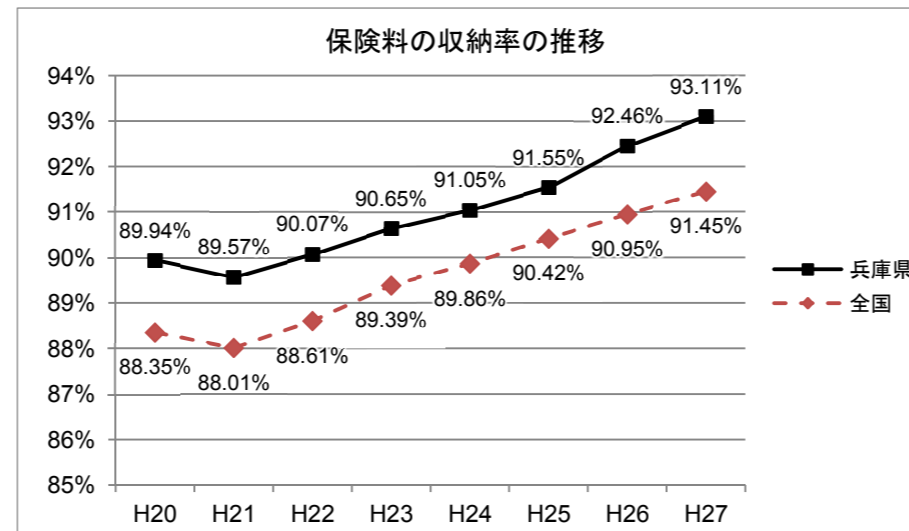
区分	県平均	最大	最小	格差
一人当たり保険料（円）	89,673	108,019（芦屋市）	72,499（相生市）	1.49 倍
〃 医療費（円）	367,089	434,627（上郡町）	334,197（豊岡市）	1.30 倍
〃 所得額（円）	491,899	721,272（芦屋市）	409,424（新温泉町）	1.76 倍

- ⇒ 将来的な保険料水準の統一化に向けて、標準的な算定方式への段階的な移行や、医療費水準の平準化が必要

※ 所得水準の差は、納付金の仕組みにおいて調整済み

### 4 保険料の徴収の適正な実施

- ・ 収納率は、年々増加（本県㉔89.6%→㉕93.1%、全国 17 位）しており、全国平均（㉖91.5%）以上
- ⇒ 被保険者の負担の公平性確保のため、更なる収納率向上が必要



### 5 各種事務の実施状況

- ・ 口座振替制度の推進状況【実施済：19 市町、未実施 22 市町】
- ・ 葬祭費（相対的・必要給付）の基準【5万円：39 市町、3万円：2市町】
- ・ 重複受診者への訪問指導【実施済：19 市町、未実施：22 市町】
- ⇒ 各市町によって保険料の徴収や保険給付、医療費適正化などの事務処理の実施状況にばらつきがある。

## 構成（法定又は国ガイドライン）

### 1 国保の医療費、財政の見通し

- ・ 医療費の動向と将来の見通し、財政収支の改善に係る基本的な考え方、財政安定化基金の運用ルール

### 2 市町の保険料の標準的な算定方法（納付金・標準保険料率の算定方法）

- ・ 標準的な算定方式、応能割と応益割の割合、所得割・均等割・平等割の割合、医療費水準の反映 等

#### 【納付金の算定方法】

- ・ 県内の保険料収納必要額（医療給付費－公費等による収入）を市町毎の所得水準、被保険者数及び年齢調整後の医療費水準に応じて按分

#### 【標準保険料率】

- ・ 各市町が納付金を負担するために賦課すべき標準となる料率（将来的な保険料水準の平準化）

※ 実際の保険料は市町が算定方法を決定し賦課

① 都道府県標準保険料率	国が定める全国統一の算定方法（2方式）による都道府県毎の保険料率の標準的な水準を表すもの
② 市町村標準保険料率	都道府県が定める県内統一の算定方法（3方式）による市町村毎の保険料率の標準的な水準を表すもの
③ 各市町村の算定方法に基づく標準的な保険料率	納付金を支払うために必要な各市町村の算定方法（4方式の市町村は4方式）に基づく保険料率

### 3 保険料の徴収の適正な実施

- ・ 目標収納率、口座振替制度の推進、徴収事務担当職員への研修 等

### 4 保険給付の適正な実施

- ・ レセプト二次点検、第三者行為損害賠償求償事務の共同処理 等

### 5 医療費の適正化

- ・ 後発医薬品の使用促進、糖尿病等生活習慣病の重症化予防の取組、重複・頻回受診者への訪問指導 等

### 6 市町事務の標準化・広域化・効率化

- ・ レセプト二次点検〔再掲〕、後発医薬品利用差額通知の共同実施 等

### 7 保健医療サービス・福祉サービス等との連携

- ・ データヘルスの推進、国保における地域包括ケアの推進に資する取組

### 8 関係市町相互間の連絡調整

- ・ 関係市町相互間の連絡・調整を行うための措置